



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1か月2,200円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 規則

*53 職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則
(人事課)

*54 旅行命令簿、旅費計算書及び必要な添付書類の種類及び様式を定める規則の一部を改正する規則 (")

○ 人事委員会規則

*23 勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則

規 則

和歌山県規則第53号

職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年5月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則

職員等の旅費に関する規則(昭和41年和歌山県規則第122号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「2週間以内」の次に「(通勤手当を支給される要件を具備するに至った場合又は通勤経路を変更した場合等において、通勤手当額が決定又は改定されていないときは、その決定又は改定に係る事項を通勤手当認定簿に記載後2週間以内)」を加える。

第7条の2第1項第1号中「在勤公署から出発する」を「在勤公署又は居住地から出発する」に、「在勤公署から最初の」を「出発する在勤公署若しくは居住地から最初の」に改め、同項第2号中「在勤公署に帰着する」を「在勤公署又は居住地に帰着する」に、「在勤公署まで」を「帰着する在勤公署若しくは居住地まで」に改め、同条第2項中「在勤公署から最初の」を「出発する在勤公署若しくは居住地から最初の」に、「在勤公署から出発する」を「在勤公署又は居住地から出発する」に改め、同条第3項中「在勤公署まで」を「帰着する在勤公署若しくは居住地まで」に、「在勤公署に」を「在勤公署又は居住地に」に改める。

第7条の3中「在勤公署」の次に「又は居住地」を加える。

第12条の見出し中「在勤地内旅行」を「近距離旅行」に改め、同条中「在勤地内における」を「近距離の」に改める。

第13条第1号中「地点の区域をいい、条例第23条の「在勤地内」とは在勤公署から半径2キロメートルを超え、かつ半

径8キロメートル以内の区域をいうものとする」を「地点(次号において「地点」という。)の区域をいう」に改め、同条中第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、同条第13号中「在勤地内における」を「近距離の」に改め、同号を同条第14号とし、同条中第12号を第13号とし、第2号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 条例第23条の近距離とは、和歌山県内にあっては在勤公署又は居住地から半径2キロメートルを超え、かつ、在勤公署又は居住地をその区域に含む地点の区域内及び地点間の和歌山県路程図に定める距離が8キロメートル以内にある地点の区域をいい、和歌山県外にあっては在勤公署又は居住地から半径2キロメートルを超え、かつ、その出発地の市町村の区域(都の特別区の区域においては特別区の存する全区域)をいう。

第13条に次の1号を加える。

(17) 通勤手当の支給を受けている職員が旅行する場合において、通勤及び旅行の経路並びにその方法を勘案して鉄道賃、船賃又は車賃を必要としないと認められる区間があるときは、当該区間に係る鉄道賃、船賃又は車賃を調整するものとする。

別表中「(在勤地内旅行の旅費)」を「近距離旅行の旅費」に、「同乗車」を「同乗者」に改める。

附 則

(施行日)

1 この規則は、平成21年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の職員等の旅費に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

和歌山県規則第54号

旅行命令簿、旅費計算書及び必要な添付書類の種類及び様式を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年5月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

旅行命令簿、旅費計算書及び必要な添付書類の種類及び様式を定める規則の一部を改正する規則

旅行命令簿、旅費計算書及び必要な添付書類の種類及び様式を定める規則(昭和42年和歌山県規則第20号)の一部

を次のように改正する。

第2条第1項第2号及び第3条第5号中「在勤地内における」を「近距離の」に改める。

第4条第1項第5号中「特定便割引」を「搭乗日の前日までの予約及び購入が可能な特定便割引」に改める。

別記第1号様式(その1)及び(その2)を次のように改める。

別記第1号様式 (第2条、第5条関係)
(その1) 旅行命令簿

何日		年 月 日		命 令 日		年 月 日		命 令 番 号		決 裁			
職 名	職 員 番 号	氏 名	印	移 動 方 法	備 考	概 算 額	精 算 額	追 給 額	返 納 額	割 印	月 日		
				公共交通・公用車 自(使)・自(同)									
				公共交通・公用車 自(使)・自(同)									
				公共交通・公用車 自(使)・自(同)									
1	用 務		理由		6	自家用車等公務使用承認欄							
2	用務先の名称及び所在地		理由		支出行科目		通勤定期認定区間						
3	用務開始時間及び用務終了時間(予定)	時 分	時 分	車両番号	特記事項		~						
4	通勤手当との調整の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	保険内容			~						
5	居住地発着(直行・直帰)の有無			航空機利用 便名(往)			~						
	<input type="checkbox"/> 直行	<input type="checkbox"/> 直帰	<input type="checkbox"/> 直行直帰	利用空港名			~						
出発地	帰着地			8	早期出発夜間帰着								
月 日	用 務 地	宿 泊 地			出 月 日	時 分							
					帰 月 日	時 分							
					9	その他							
概要		左記のとおり復命します。											
復命欄		旅行 者 印								年 月 日		命令権者 確認印	

概算払精算書	年	月	日
旅費精算額の内容は、概算旅費額と同じ でありますので精算します。			
旅行 者 印			
支出行科目			
支出決定権者印			

本件旅費	領	収
額		

備考 太線枠内は、旅行者において記載すること。

(その2)
旅行命令簿

支出科目		所属		職名		職員番号		氏名		整理番号	
命令番号	年月日	旅行月日	用務地	宿泊地	用務内容		職員印	決裁			
	用務先名称	勤務開始	終了	移動方法	復命欄		年月日	特記			
	理由	時	時	分	分	移動方法	年月日	特記			
	備考	公共交通機関実費額		その他		通勤自家用車等認定距離及び調整額		旅費額			
	通勤手当との調整の有無	居住地発着(直行・直帰)の有無	出発地	帰着地	通定期認定区間		km	旅費額			
	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 直行 <input type="checkbox"/> 直帰 <input type="checkbox"/> 直行直帰 <input type="checkbox"/> 無			～		円	旅費額			
命令番号	年月日	旅行月日	用務地	宿泊地	用務内容		職員印	決裁			
	用務先名称	勤務開始	終了	移動方法	復命欄		年月日	特記			
	理由	時	時	分	分	移動方法	年月日	特記			
	備考	公共交通機関実費額		その他		通勤自家用車等認定距離及び調整額		旅費額			
	通勤手当との調整の有無	居住地発着(直行・直帰)の有無	出発地	帰着地	通定期認定区間		km	旅費額			
	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 直行 <input type="checkbox"/> 直帰 <input type="checkbox"/> 直行直帰 <input type="checkbox"/> 無			～		円	旅費額			
		本件旅費額収		旅費計算期間		旅費額計		割印		月日	
				自 年 月 日		至 年 月 日					

備考 太線枠内は、旅行者において記載すること。

別記第2号様式(その5)中「在勤地内旅費」を「近距離旅費」に改める。

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第23号

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年5月29日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則

勤勉手当の支給基準に関する規則(平成18年和歌山県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(平成21年6月に支給する勤勉手当の成績率の特例措置)

2 平成21年6月に支給する勤勉手当の成績率に関する第5条の適用については、同条第1号中「100分の150」とあるのは「100分の140」と、「100分の185」とあるのは「100分の170」と、同条第2号中「100分の75」とあるのは「100分の60」と、「100分の95」とあるのは「100分の80」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。